

自然災害発生時における業務継続計画

法人名	有限会社 ワイエスプラン	種別	放課後等デイサービス 相談支援事業所
代表者	廣石 貞治	管理者	廣石 裕子
所在地	熊本県 山鹿市	電話番号	0968-41-6107

目次

1. 総論	4
(1) 基本方針	4
(2) 推進体制	4
(3) リスクの把握	5
① ハザードマップなどの確認	5
② 被災想定	5
(4) 優先業務の選定	6
① 優先する事業	6
② 優先する業務	6
(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	7
① 研修・訓練の実施	7
② BCPの検証・見直し	7
2. 平常時の対応	7
(1) 建物・設備の安全対策	7
① 人が常駐する場所の耐震措置	7
② 設備の耐震措置	8
③ 水害対策	8
(2) 電気が止まった場合の対策	8
(3) ガスが止まった場合の対策	8
(4) 水道が止まった場合の対策	8
① 飲料水	8
② 生活用水	8
(5) 通信が麻痺した場合の対策	9
(6) システムが停止した場合の対策	9
(7) 衛生面（トイレ等）の対策	9
① トイレ対策	9
② 汚物対策	9
(8) 必要品の備蓄	10
(9) 資金手当て	10
3. 緊急時の対応	11
(1) BCP発動基準	11
(2) 行動基準	11
(3) 対応体制	12

(4) 対応拠点.....	12
(5) 安否確認.....	12
① 利用者の安否確認	12
② 職員の安否確認	13
(6) 職員の参集基準.....	13
(7) 施設内外での避難場所・避難方法	13
(8) 重要業務の継続.....	14
(9) 職員の管理	14
① 休憩・宿泊場所	14
② 勤務シフト	15
(10) 復旧対応.....	15
① 破損個所の確認	15
② 業者連絡先一覧の整備.....	15
③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）	16
4. 他施設との連携	16
(1) 連携体制の構築.....	16
① 連携先との協議	16
② 連携協定書の締結	16
③ 地域のネットワーク等の構築・参画	17
5. 地域との連携.....	17
(1) 被災時の職員の派遣	17
(2) 福祉避難所の運営	18
① 福祉避難所の指定	18
② 福祉避難所開設の事前準備.....	18
6. 通所サービス固有事項.....	19

総論

(1) 基本方針

施設・事業所としての災害対策に関する基本方針を記載する。

この計画は、放課後等デイサービス みらい・ステップⅠ並びに放課後等デイサービス みらい・ステップⅡにおける防災対策について必要な事項を定め、利用者及び職員の安全を確保し、風水害、地震等の自然災害における被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

1)利用者の安全確保

福祉施設においては「利用者の安全を確保する」事が最大の役割であり、「利用者の安全を守るための対策」が何よりも重要となる

2)サービスの継続

利用者の健康・身体・生命を守るための責任を担っていると共に、利用者の居場所の確保に対し、被災時に最低限のサービスを提供し、利用者への影響を極力抑えるための準備が必要となる。

3)職員の安全確保

災害時において業務継続を図る事は、職員の労働環境悪化に繋がる事が懸念されるため、過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じる事が必要となる。

4)地域への貢献

被災時において、施設が無事であることを前提に、施設が持つ機能や特性を活かし、被災時に地域に貢献する事も重要な役割となる。

※計画の構成については、風水害対策、地震対策を想定し、予防・応急対策などを総合的に取りまとめる事とする。

(2) 推進体制

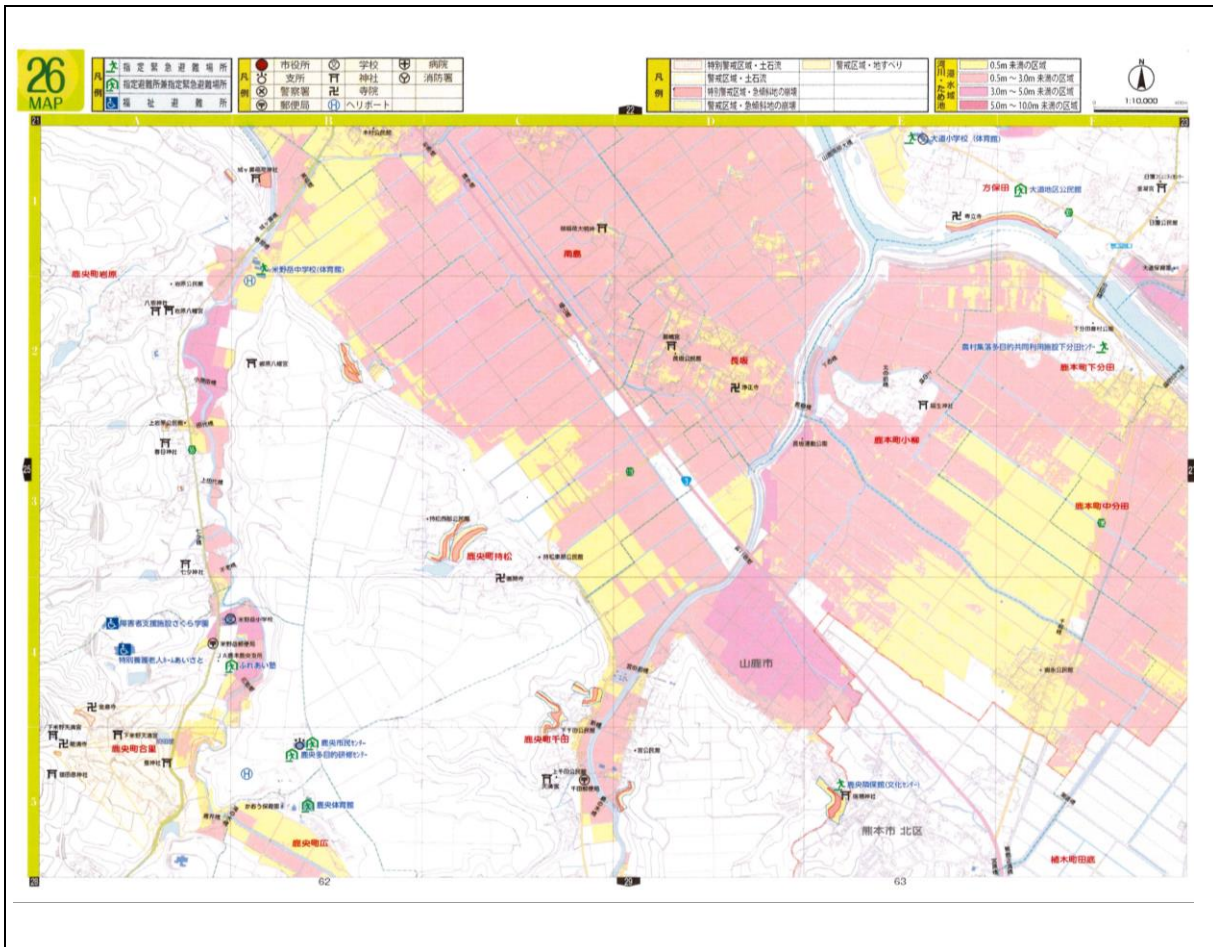
平常時の災害対策の推進体制を記載する。

主な役割	部署・役職	氏名	補足
全体指揮	取締役社長	廣石貞治	
連絡・記録		廣石裕子	
避難・手当	児童指導員		
安全確保	児童指導員・指導員		

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

施設・事業所が所在するハザードマップ等を掲載する（多い場合は別紙として巻末に添付する）。



② 被災想定

大きな被害が予想される災害について、自治体が公表する被災想定を整理して記載する。

【自治体公表の被災想定】

1. 風水害(土砂災害含む)

山鹿市は、その自然的、社会的環境から、これまで大雨、暴風雨、地すべり等による風水害の被害を数多く受けてきた。当該施設は、国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所の菊池川流域洪水ハザードマップにおける浸水想定区域に入っている。そのため、雨漏り・強風等による建物の損壊、建物の損壊による避難経路の遮断、建物の基礎の損壊、河川の氾濫による浸水、ライフライン(電気、水道)の停止、通信手段の遮断、周辺地域の浸水等による孤立化、火災等が想定される。

2. 地震災害

県内に影響を及ぼす可能性のある代表的な活断層は、5つあげられている。

想定地震の設定にあたっては、防災対策の前提となるものであり、常に最悪の事態の発生を考慮することが必要なことから、これら5つの活断層について評価し、さらに「全ての地域でいつ地震が発生するか分からない」という考え方に従って、地震災害に関し今後注意が必要となってくる。そのため、建物崩壊、外壁やガラス破片の落下、建物内天井材の落下、物品の落下、調度品の転倒、火災の発生、ライフライン(電気、水道)の停止、通信手段の遮断等が想定される。

【自施設で想定される影響】

自治体発表の被災想定から自施設の設備等を勘案のうえ記載する。また、時系列で整理することを推奨する。

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	使用不可		復旧	→	→	→	→	→	→
飲料水	ウォーターサーバーにて対応 →								
生活用水	井戸水にて対応 →								
ガス(給湯設備のみ)	ウォーターサーバーにて対応→								
携帯電話	使用不可(復旧待ち)			復旧					
メール	使用不可(復旧待ち)			復旧					

(4) 優先業務の選定

① 優先する事業

複数の事業を運営する施設・事業所では、どの事業（入所、通所、訪問等）を優先するか（どの事業を縮小・休止するか）を法人本部とも連携して決めておく。

<p><優先する事業></p> <p>(1) 放課後等デイサービス(通所)</p> <p>(2) 相談支援(訪問)</p> <p><当座停止する事業></p> <p>(1) 相談支援(訪問)</p>

② 優先する業務

上記優先する事業のうち、優先する業務を選定する。

優先業務	必要な職員数	
	午前	午後
直接支援	4人	4人
	人	人
	人	人

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

<p>・訓練の方針</p> <p>事業所での非難は、施設利用時の被災を想定する事になるので、避難行動については限定的な内容となる。第一に利用者の生命の安全確保を最優先とする訓練に取り組みたい。風水害の避難については、洪水警報発令時には事業所を閉鎖する事が予想されるため、水害対策や避難活動・生活についての概要説明や心構えについてを分かり易く伝える事が重要と考える。</p> <p>・訓練の実施</p> <p>啓発：2ヶ月毎</p> <p>訓練：年1回(8月)</p>

* 訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

② BCPの検証・見直し

<p>避難訓練実施後に、職員間での振り返りを行い、避難訓練の検証を実施する。後日、管理者間の会議において、検証内容の協議を行い、精査の上内容をとりまとめ、運営会社の代表者へ報告する。</p> <p>その後、必要に応じて【(有)ワイエスプラン事業継続計画(自然災害)】の内容の見直しを行う事で、利用者の安全確保につなげていきたい。</p> <p>見直した内容は、事業者内で情報共有を行い、2か月後との啓発や年1回の訓練に反映させ、来るべき事態に備え、事業所全体で対応を行う。</p>
--

* 継続してPDCAサイクルが機能するよう記載する。

平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
放課後等デイサービス みらい・ステップⅠ 熊本県山鹿市長坂 43-1	建築基準法の基準を満たしている。 令和2年4月1日建設	
放課後等デイサービス みらい・ステップⅡ 熊本県山鹿市長坂 43-4	建築基準法の基準を満たしている。 令和2年6月1日建設	
相談支援事業所 みらい 熊本県山鹿市長坂 43-1	建築基準法の基準を満たしている。 令和2年4月1日建設	

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
ロッカー等の設備	転倒防止の対策を行う。	
消火器等の設備	設備点検と設置場所の確認を行う。	
避難経路の確保	必要に応じて飛散防止フィルム等の措置を行う。	

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

③ 水害対策

対象	対応策	備考
施設周辺	浸水の危険性を定期的に確認する。	
建物周辺	外壁等のひび割れや欠損等を定期的に確認する。	
暴風について	危険性のある箇所が無いが定期的に確認する。	

(2) 電気が止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を記載する。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
発電機	(有)ワイエスプラン以外の倉庫に保管。

(3) ガスが止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策
給湯器(給湯設備のみ)	ウォーターサーバーにて対応

(4) 水道が止まった場合の対策

被災時に必要となる飲料水および生活用水の確保を記載する。

① 飲料水

ウォーターサーバーを事務所に設置している。電源喪失の場合も付属の簡易蛇口にて使用可能。 備蓄は、24ℓ～36ℓ(2日分×6人分)

② 生活用水

井戸が敷地内にあり、電源ポンプにて汲み上げており、現在も生活用水として、トイレ洗浄と掃除用水として使用しています。電源が確保出来れば、使用可能。
--

(5) 通信が麻痺した場合の対策

被災時に施設内で実際に使用できる方法(携帯メール)などについて、使用可能台数、バッテリー容量や使用方法等を記載する。

→ 携帯電話／携帯メール／PHS／PCメール／SNS等

携帯電話：使用可能台数 6 台

スマートフォンの充電用として、リチウムイオンバッテリー(18V6.0Ah)を6基確保。

※施設内はWi-Fiを設置しているので、スマートフォンのテザリング機能でPCのネットワークが復旧すれば、インターネットやメールを使用可能。

(6) システムが停止した場合の対策

電力供給停止などによりサーバー等がダウンした場合の対策を記載する(手書きによる事務処理方法など)。

浸水リスクが想定される場合はサーバーの設置場所を検討する。

データ類の喪失に備えて、バックアップ等の方策を記載する。

現在の施設のシステムは、持ち運び可能なHDDを利用している。

停電等で電源喪失した場合、発電機やリチウムイオンバッテリー等で電力供給を対応出来る。

(7) 衛生面(トイレ等)の対策

被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性があるため、衛生面に配慮し、トイレ・汚物対策を記載する。

① トイレ対策

【利用者】

井戸水を利用しているため、電源確保で利用可能な場合は、発電機やリチウムイオンバッテリー等で汲み上げポンプを利用し、トイレの使用を行う。汲み上げポンプが破損している場合には、便器にビニール袋をかぶせて対応を行う。便器接触面に1枚、汚物処理用に重ねて1枚使用し、汚物用ビニールを取り換える形でトイレの利用を行う。

【職員】

利用者と同様の対応を行う。

② 汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物の処理方法を記載する。

衛生面を考慮して、建物外部の汚物処理専用容器に保管する。保管する際は、動物等の被害をあらかじめ考慮した対応を行う。

(8) 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する（多ければ別紙とし添付する）。定期的に関リストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的に買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
アルファ米	50食	5年	倉庫	管理者

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
救急箱	2		事務所	管理者

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当

(9) 資金手当て

災害に備えた資金手当て（火災保険など）を記載する。

緊急時に備えた手元資金等（現金）を記載する。

- ・施設2棟共に、火災保険(セコム保険)に加入している。※地震特約付き
- ・緊急時には100,000円程度の手元資金を備える。

* 地震保険の保険契約については地域によって制限がある

緊急時の対応

(1) BCP発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けてBCPを発動する基準を記載する。

【地震による発動基準】

・山鹿市内において、震度5弱以上の地震が観測されたことを覚知した場合又は震度4以上で市の災害対策本部が設置された場合。

【水害による発動基準】

- ・台風が直近を通ることが予想されるとき。・記録的短時間大雨情報が発表されたとき。
- ・市の災害対策本部から避難勧告等が発令されたとき。

また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

管理者	代替者①	代替者②
児童発達支援管理責任者	常勤者のうちで年長者	常勤者のうちで社歴の長い者

(2) 行動基準

発災時の個人の行動基準を記載する。

災害時には「利用者の安全と自らの安全」を最優先に考え行動する。

- ・利用者の安全を確保する。
- ・自らの安全を確保する。
- ・連絡網を利用して、利用者や自らの安否情報を連絡する。

(3) 対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。

災害時における対応体制は以下の通りとする。

1.情報班(代表者、管理者)

- ・行政や外部機関と連絡を取り、正確な情報の入手に努めると共に適切な指示を各施設管理者へ伝達する。
- ・利用者家族へ利用者の状況等を連絡する。(相互の連絡機器バッテリー保全のため LINE で対応を行う)

2.消火班(各施設常勤者)

- ・災害発生直後直ちに火元の点検確認を行い、発火の防止に万全を期すると共に、発火の際は消火に努める。

3.応急物資班(各施設常勤者及びパート職員)

- ・食料や飲料水などの確保に努めると共に、炊き出しや飲料水の配布を行う。

4.安全指導班(各施設常勤者及びパート職員)

- ・利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し報告する。施設長の指示があれば利用者の避難誘導を行う。

5.救護班(各施設常勤者及びパート職員)

- ・負傷者の救出、応急手当及び病院への搬送を行う。

6.地域班(各施設管理者)

- ・地域住民や近隣の福祉施設と共同した救護活動、ボランティア受け入れ態勢の整備・対応を行う。

(4) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する(安全かつ機能性の高い場所に設置する)。

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
みらい・ステップⅠ 山鹿市長坂 43-1	みらい・ステップⅡ 山鹿市長坂 43-4	

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

震災発生時の利用者の安否確認方法を検討し、整理しておく(別紙で確認シートを作成)。なお、負傷者がいる場合には応急処置を行い、必要な場合は速やかに医療機関へ搬送できるよう方法を記載する。

【安否確認ルール】

現在、常勤職員に1台ずつ配布してあるスマートフォンを利用し、グループLINEにて利用者の安否確認を行う様指示を出す。戸外活動時の被災については、利用者の安否確認の他、現地での対応方法の打ち合わせも併せて行う。

【医療機関への搬送方法】

被災直後は、救急車の依頼については困難が予想されるため、施設の送迎車にて搬送を行う。搬送先は提携医療機関を想定しているが、事前連絡を行い、状況を確認して上で対応を行う。

② 職員の安否確認

地震発生時の職員の安否確認方法を複数検討し準備しておく（別紙で確認シートを作成）。

（例）携帯電話、携帯メール、P Cメール、S N S等

【施設内】

現在、常勤職員に1台ずつ配布してあるスマートフォンを利用し、グループLINEで安否確認を行う。戸外活動時の被災については、安否確認の他、対応方法の打ち合わせも併せて行う。

【自宅等】

最初にLINE等のSNSにて安否確認を行う。1時間内に連絡のつかない職員については、直接電話し安否確認を行う。

（6）職員の参集基準

発災時の職員の参集基準を記載する。なお、自宅が被災した場合など参集しなくてもよい場合についても検討し、記載することが望ましい。

各施設の被害状況に応じて「代表者」の判断による。なお、震度5以上の震災があった場合や通信回線が不能になる様な震災が発生した場合は、連絡が無くとも自主的に集合する事とする。ただし、自宅が被災した場合や家族親族の安否が不明な場合等は参集せず、自己判断とし、自己の対応を行う。

なお、職員や職員の家族が避難生活を送る場合は、希望があれば、施設に宿泊できる様に対応を行う。

（7）施設内外での避難場所・避難方法

地震などで一時的に避難する施設内・施設外の場所を記載する。また、津波や水害などにより浸水の危険性がある場合に備えて、垂直避難の方策について検討しておく。

【施設内】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	平屋の為、津波や水害等の危険がある場合は、施設外へ避難を行う。	
避難方法		

【施設外】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	山鹿市立 大道小学校	鹿本農業協同組合 本所
避難方法	避難経路としている道路の車両通行が可能であれば、原則、車両により行う。 上記に該当しない場合は、徒歩での移動とする。 移動時間 車両による移動 15分 徒歩による移動 40分	避難経路としている道路の車両通行が可能であれば、原則、車両により行う。 上記に該当しない場合は、徒歩での移動とする。 移動時間 車両による移動 10分 徒歩による移動 30分

(8) 重要業務の継続

優先業務の継続方法を記載する（被災想定（ライフラインの有無など）と職員の出勤と合わせて時系列で記載すると整理しやすい）。

経過目安	発生当日	発生後1日	発生後2日	発生後3日
職員数	定数率 150%	定数率 100%	定数率 100%	定数率 100%
	6名	4名	4名	4名
在庫量	100%	95%	90%	85%
ライフライン	停電・断水	停電・断水	停電・断水	断水
重要業務の基準	利用者の安全確保	一部休止・減少	一部減少	ほぼ通常

(9) 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。

休憩場所	宿泊場所
みらい・ステップⅠ ホール	休憩室
みらい・ステップⅡ ホール	休憩室

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

【災害時の勤務シフト原則】
 当施設はデイサービスの為、震災発生後、業務により職員が長期間帰宅できず、また、長時間勤務となる可能性はほぼ無いが、参集した職員の人数によって、なるべく職員の体調及び負担の軽減に配慮して勤務体制を組むように検討を行う。

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

復旧作業が円滑に進むように施設の破損個所確認シートを整備し、別紙として添付しておく。

<建物・設備の被害点検シート例>

対象		状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	...		
(フロア単位) 建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
	...		

② 業者連絡先一覧の整備

円滑に復旧作業を依頼できるよう各種業者連絡先一覧を準備しておく。

業者名	連絡先	業務内容
原田設計工房	096-346-7938	一級建築士
誠真建築	090-1085-1319	建築業
空間ビルド(株)	096-245-7874	建築に伴う各種工事

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めて記載する。

公表のタイミングや範囲については、状況に応じその都度協議を行い、代表者が行う。
災害による被害の状況や復旧の進行度合いなどは、ホームページや SNS 等を通じて情報発信を行う。

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

放課後等デイサービスとしての連携は特に行っておらず、今後も予定していないが、現在、【鹿本地域療育センター】や【山鹿市基幹相談支援センター ディア】等と相談支援事業所を通じた連携は行っている。

② 連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

特に予定は無い。

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
鹿本地域療育センター		
山鹿市基幹相談支援センター ディア	0968-41-7710	
熊本県北部発達障がい者支援センター“わっふる”	096-293-8189	

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
医療法人至誠会 保利病院	0968-43-1212	協力医療機関

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
山鹿市社会福祉協議会	0968-43-1134	
山鹿市福祉部福祉課	0968-43-0052	

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

災害時に、山鹿市内に公的な対策本部が設置され、対策本部からの要請があれば、出来る限り対応を行う。

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。

社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが、仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理しておく。

福祉避難所としての指定並びに自治体との協定は行っていないが、利用者または利用者の家族等から要請があった場合は、その都度、対応を行う。また、外部からの要援護者や近隣住民からの受入の要望があった場合は、その都度、対応を行う。

② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。

また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

福祉避難所としての物資等の準備に付いては、当施設単体での準備に限界があるので、地元自治体や山鹿市社会福祉協議会等と協議をし、対応を行う。人材確保についても、同様に地元自治体や山鹿市社会福祉協議会等と協議をし、自治体のボランティア受入れガイドライン等に沿って、対応を行う。

6. 通所サービス固有事項

【平時からの対応】

1. サービス提供中に被災した場合に備えて、利用者の緊急連絡先の把握を行う。(LINE 等)
2. 学校や支援学校と連携し、利用者への安否確認の方法等を確認・把握を行う。
3. 平時から地域の防災訓練への参加し、避難方法や避難所に関する情報収集を行う。
4. 地域の関係機関(行政、自治会、利用者が利用している相談支援事業所や他の放課後等デイサービス等)と良好な関係を築く事。

【災害が予想される場合の対応】

1. 台風や積雪などで甚大な被害が予想される場合などは、サービスの休止や縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめ基準を定めておくと共に、学校等にも情報共有の上、利用者やその家族に説明を行う。
2. 必要に応じて、サービスの前倒し等も検討を行う。

【災害発生時の対応】

1. サービスの提供を長期間中止する場合は、山鹿市福祉課へ確認の上、グループ内他施設を利用したサービスへの変更を検討する。
2. 利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。
3. 利用者の安全確保や家族等への連絡状況を踏まえ、出来る限り速やかに利用者の帰宅を支援する。
4. 帰宅にあたっては、可能な限り利用者家族への協力を仰ぐ。
5. 帰宅が困難な利用者は、山鹿市と協議の上対応を検討する。

◇更新履歴◇

更新日	更新内容	更新者
令和 6 年 3 月 29 日	自然災害発生時における業務継続計画作成	廣石貞治